

ふるさとの農林漁業体験支援事業実施要領

ふるさとの農林漁業体験支援事業については、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福島県農産振興事業事務取扱要領、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

第 1 事業の目的

東日本大震災及び原発事故の影響により子どもを対象とした体験型の食育推進活動が減少、さらには、生活環境の変化に伴う健康指標の悪化や地域活力の低下が懸念されている。

このため、子どもやその保護者が農林漁業体験を通じて、身近にある食に関心・愛着を持ち、また、食の安全性について自ら判断する力を養うことにより、豊かで健康的な食生活を実践するために、食育や地産地消に関する活動を行う団体等に対して支援する。

第 2 事業の内容

福島県内において、次の 1 から 3 の内容を各 1 回以上取り入れた県内の子どもとその保護者を対象とした食育推進活動を行う団体等に補助するものとする。

なお、各取組の対象者の半数以上は 18 歳以下の子どもとなるようにする。

1 体験・交流を通じた県産農林水産物の生産・流通等の理解促進活動

農林漁業体験、市場見学、料理実習やそれらに携わる人との交流など、地域の特色を生かした魅力ある体験型の食育推進活動を実施する。

2 リスクコミュニケーション活動

県産農林水産物の安全安心の取組や放射性物質の正しい情報や知識を身につけるための活動を実施する。

3 体験・交流を通じた県産農林水産物の生産・流通等の理解度評価

1 及び 2 の参加者を対象に、県産農林水産物の生産・流通等に関する理解度についてアンケート調査を実施する。

第 3 補助

福島県知事（以下「知事」という。）は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体に対し補助するものとする。

第 4 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第 5 事業実施主体

県内に主たる事務所を置き、子どもを対象とした食育推進活動を行う団体（民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人等）とし、代表者、組織及び運営について規定等の定めがあり、事業の実施及び予算の執行が確実と見込まれるものとする。

第 6 補助対象経費

補助対象経費は、別表に掲げる経費のうち本事業の対象として明確に区分でき

るもので、証拠書類等によって金額が確認できるものに限る。

第7 補助率

補助率は定額とし、補助額の上限は1,100千円とする。

第8 事業実施の手続き

1 事業実施計画の承認等

- (1) 事業実施主体は、実施計画承認申請書（別記様式1）、事業実施計画書（別記様式2-1）及び環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別記様式2-2）を作成し、知事に提出する。
- (2) 知事は、事業実施計画の審査を行い、適当と認められるときは、事業実施主体に対して事業実施計画の承認を行うとともに、承認結果を通知する。
ただし、審査にあたっては、次の要件を満たす事業実施計画に対し、優先的に承認されるよう配慮する。
 - ア 避難地域12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）またはそれ以外の浜通りで実施する事業実施計画
 - イ 東日本大震災及び原発事故の影響により避難している子どもが活動に参加できるよう配慮された事業実施計画
- (3) 知事の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条に定める申請をすることができる。

2 事業実施計画の変更

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第6条に定める申請を行う際には、変更箇所を二段書きした事業実施計画書（別記様式2）を添付する。
- (2) 事業実施主体は、交付要綱第6条に定める変更該当する場合を除き、事業実施計画書（別記様式2）第1 総括表の活動名を追加若しくは削除する場合は、事業実施計画変更届（別記様式3）を知事へ提出する。

第9 補助の取り消し

知事は、事業実施主体が次の各号に該当するときは、この補助の全部又は一部を取り消すことができる。

- 1 事業実施主体が所定の期日に業務を遂行しないとき。
- 2 事業実施主体が明らかに業務を遂行することができないと認められるとき。
- 3 事業実施主体が解除を申し出たとき。
- 4 事業実施主体又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 5 事業実施主体が次のいずれかに該当するとき。
 - (1) 役員等（民間団体の役員又は支所の代表者をいう）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認め

られるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第 10 事業実施報告

事業実施主体は、事業実施報告書（別記様式 2－1）及び環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別記様式 2－2）を、交付要綱第 10 条に定める実績報告に併せて知事に報告する。

第 11 成果確認検査

知事は、事業の検査確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行うものとする。

第 12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 20 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 14 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表
補助対象経費

対象となる経費は、業務の実施に直接必要な経費のうち、以下のものとする。

費 目	内 容
謝金	体験実習や交流会等の講師等の謝金
旅費	上記の講師等、事業に要する交通費
印刷製本費	資料、チラシ、ポスター、パンフレット等の作成代
消耗品費	体験実習等実施のための農具等の消耗品、体験学習や交流会、調理実習等開催のための材料費、事務用品費 ※備品（金額にかかわらず汎用性が高く、繰り返し使用できるもの）の購入は、対象外
燃料費	体験学習や交流会等のための車両燃料費 ※自動車使用簿等を整備すること
役務費	参加者等の傷害保険料、クリーニング代、振込手数料
通信運搬費	参加者や関係者等との通信費や送料 ※郵便切手やレターパックを購入する場合は、管理簿を作成すること
使用料	体験学習や交流会、講習会等の会場借上料、バス等車両借上料、駐車場使用料、高速道路通行料等
賃金等	体験学習や交流会等の運営に当たって必要な臨時雇用（アルバイト）の賃金・手当等 ※賃金支払の裏付けとなる出勤簿や業務日誌等を整備すること
事業委託費	ツアー実施などの委託費
広報費	参加者募集の公告やホームページの作成費（事業実施主体が運営する媒体に係る費用は除く）
その他	知事が必要と認める経費

- ※ 参加者への弁当代、記念品代、土産代は対象経費として認めない。
- ※ 全ての経費において、事業実施主体の関係会社等への発注は補助対象外とする。

別記様式 1

記 号 番 号
令和 年 月 日

福 島 県 知 事

住 所 又 は 所 在 地
氏名又は名称及び代表者名

ふるさとの農林漁業体験支援事業実施計画承認申請書

ふるさとの農林漁業体験支援事業実施要領第 8 の規定により承認を受けたいので、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業実施計画書

別紙（別記様式 2）のとおり

2 添付書類

3 本件責任者及び担当者

責任者 職 氏名

担当者 職 氏名

連絡先 電話番号

別記様式 2 - 1

事業実施計画書
(事業実施報告書)

第 1 総括表

活動名				備考
	事業費	補助金	その他	
1	円	円	円	
2	円	円	円	
※個別計画書（実績書）の活動名を記載				
合 計	円	円	円	

第 2 事業の目的

※課題及び目的を具体的に記載する。

第 3 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

第 4 事業の目標及び実績等

目標（達成すべき成果）
○県産農林水産物の生産・流通や安全安心の取組の理解度向上等に向けた目標
○具体的な目標（数値目標） 例）参加者アンケートによる県産農林水産物の安全安心の取組の理解度 80%以上等
実績及び成果
○県産農林水産物の生産・流通や安全安心の取組の理解度向上等に向けた目標に対する実績
○具体的な目標に対する実績（数値実績）

※ 事業費の欄には、活動名ごとの事業費計画額（実績額）及び合計額を記入する。

※ 実績及び成果の欄は、事業実施後に記入する。

(個別計画書(実績書))

No.

活動名			
期間	年	月	日() ~ 年 月 日()
実施地域	県北・県中・県南・会津・南会津・相双・いわき (いずれかに○)		
場所			
活動内容	※本活動の目的、イベント規模、対象者(子ども、親子)、連携する団体等名、活動の具体的内容と目標(実績)等を記載する。 ①体験・交流を通じた県産農林水産物の生産・流通等の理解促進活動 ②リスクコミュニケーション活動 ③その他		
活動費	謝金 旅費 印刷製本費 消耗品費 燃料費 役務費 通信運搬費 使用料 賃金等 事業委託費 広報費 その他 合計 円 (補助金 円、自己負担額 円)		

※活動名ごとに本葉を記載すること。

別記様式 2 - 2

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
(農業経営体向け)

事業名：	_____
組織名・代表者名：	_____
住所：	_____
連絡先：	_____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、該当項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

別記様式 2 - 2

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

(民間事業者・自治体等向け)

事業名：	_____
組織名・代表者名：	_____
住所：	_____
連絡先：	_____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない□) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない□) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の 記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率のエネルギー消費 をしない (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、 燃費効率のよい機械の利用等) ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない□) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及 び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない□) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない□) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない□) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、該当項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

別記様式 3

記 号 番 号
令和 年 月 日

福 島 県 知 事

住 所 又 は 所 在 地
氏名又は名称及び代表者名

ふるさとの農林漁業体験支援事業実施計画変更届

令和〇〇年〇月〇〇日付けで承認された事業実施計画を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更理由

2 事業実施計画書

別紙（別記様式 2）のとおり

（注）変更の内容が容易に比較できるよう、変更前を（ ）書きとし二段書きとする。
また、必要に応じ関係書類を添付する。